

◆安全チェックリスト

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行きましょう。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
3. 緊急連絡先（依頼会員、サポートセンター、かかりつけ医等）を控えていますか。
4. 階段や段差のあるところには、こどもが落ちないような対策がしてありますか。
5. ドアがバタンと閉まらないような対策をしていますか。
6. たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などをこどもの手の届かないところに置いてありますか。
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなどこどもが呑み込んでしまうようなものはこどもの手の届かないところに置いてありますか。
8. ピニール袋やラップなどをこどもの手の届かないところに置いてありますか。
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどをこどもの手の届かないところに置いてありますか。
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターをこどもが手を触れるところにおいていませんか。
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、こどもが1人では入らないような対策をしていますか。
12. こどもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片付けましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。
13. こどもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。
14. こどもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
15. ブラインド紐はこどもが首をひっかけてしまわないように、届かない高さでくくってありますか。
16. 車をつかった活動の場合
依頼会員から年齢に応じたジュニアシート、チャイルドシートを預かっていますか。
17. お子さんが勝手に窓やドアの開閉ができないよう配慮されていますか。



新潟市ファミリー・サポート・センター会員の手引き

新潟市ファミリー・サポート・センターは
育児を応援してほしい人と応援したい人が出会う場です。

◆お申し込み・お問い合わせ・ご相談は◆

- 新潟市ファミリー・サポート・センター本部
TEL 025-248-7178/受付8:30~17:15 (月~金)
〒950-0909 新潟市中央区八千代1丁目3番1号
新潟市総合福祉会館3階 新潟市社会福祉協議会内
- 北区支部
TEL 025-387-4841/受付9:00~17:00 (月~金)
〒950-3393 新潟市北区葛塚3197番地
新潟市北区役所 健康福祉課 児童福祉係内
- 南区支部
TEL 025-373-3331/受付8:30~17:15 (月~金)
〒950-1217 新潟市南区白根1132番地1
南区社会福祉協議会 老人福祉センター白寿荘内
- 事業に関するお問い合わせは
TEL 025-226-1197/受付8:30~17:15 (月~金)
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市役所福祉部 こども未来課 育成支援係

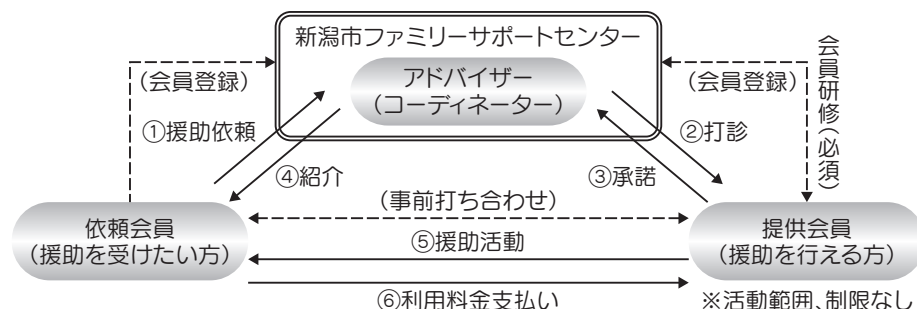
にいがた市の子育て支援
ファミサポ

◆新潟市ファミリー・サポート・センターは

地域の中で子どもを預けたり、預かったりすることで人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指します。

応援してほしい方を「依頼会員」、応援したい方を「提供会員」として登録し、相互援助活動を行う会員組織です。

◆ファミリー・サポート・センターの組織図



※アドバイザーが地域や時間帯などを照合して、お互いの条件が合う方向士を紹介します。

※依頼の内容や提供会員が見つからない場合は、希望に添えない場合があります。

◆主な活動内容

活動内容は、依頼会員と提供会員の話し合いで決定します。

ただし、主な活動は…

- 保育園等の保育開始前や保育終了後のこどもの預かり
- 保育園や幼稚園までの送迎
- 学校や放課後児童クラブ終了後のこどもの預かり
- 冠婚葬祭や買い物等の外出の際のこどもの預かり 等、子育て支援に関するものとなります。

※原則として、家事援助や子ども以外の家族への支援は行いません。

※原則として、預かる際は、提供会員の自宅となります。

◆援助対象者

援助の対象になる子どもは、0歳から概ね18歳以下までの乳幼児、未就学児、児童、生徒です。

◆活動時間

基本事業については、こどもの健全育成を考慮し、会員間の合意及び曜日、祝祭日に関わらず、原則として「午前6時から午後10時まで」を活動時間とし、それ以外の時間の活動は認めていません。また、活動時間は、活動する時間帯に応じて、下記のように区分します。

《①標準時間》

月曜日から金曜日の午前8時～午後7時

《②標準時間外》

月曜日から金曜日までの午前6時～午前8時及び午後7時～午後10時及び土、日、祝日の終日

◆ファミリー・サポート・センターの会員の種類

種類	内容	条件	会員証の色
依頼会員	育児を応援してもらいたい人	新潟市に住所を有する方又は新潟市において就業する方	白
提供会員	育児を応援したい人	新潟市又は新潟市に隣接する市町村に住所を有する方、又は新潟市において就業する方	桃色
両方会員	自分も応援してほしいけれど、時間があるときは自分も応援したい人	新潟市又は新潟市に隣接する市町村に住所を有する方、又は新潟市において就業する方	グレー

◆会員登録について

- サポートセンターに入会（入会・登録無料）を希望する方は、依頼会員、提供会員とも、事前の申し込みが必要です。
- 会員登録は3年に1度、更新が必要です。更新の時期になりましたら、サポートセンターからご連絡いたします。
- 住所や活動可能時間など、登録した内容に変更が生じた場合は、電話による変更連絡または変更届をサポートセンターへ提出してください。
- サポートセンターの会則を遵守できないなど、強制的に退会となる場合があります。

◆会員研修について（テキスト代、交通費をのぞき原則無料）

- 提供会員が安全に、かつ安心して相互援助活動を行えるよう、会員研修を行います。
- 提供会員はこの研修を受けた後でなければ、活動することはできません。
- より良い援助活動が行えるよう、随時専門的なフォローアップ研修を行います。

◆援助活動のながれ

1. 育児の応援が必要になったら・・・

- ①依頼会員は、アドバイザー（サポートセンター）に連絡し、どのような援助が必要か伝えます。
- ②アドバイザーが条件に合った提供会員を紹介します（ご希望に添えない場合もあります）。
- ③依頼会員は“事前打合せ書”に必要事項を記入し、実際の援助の対象となるお子さんを連れて、提供会員の自宅で顔合わせを兼ねた事前打ち合わせを行います。
- ④依頼会員と提供会員は、援助の内容について事前に十分な協議を行い、両者が合意の上で援助の実施を決定します。
※事前打合せの結果、援助活動を辞退する意向を持った会員は、速やかにサポートセンターにご連絡ください。
※依頼会員が予定した援助活動を取り消す場合は、速やかに提供会員に連絡してください。

2. 活動が終わったら・・・

- ①提供会員は“活動報告書”を記入し、依頼会員の確認印をもらいます。
- ②依頼会員は、活動のつど、利用料金や必要経費を直接提供会員へ支払います。
- ③提供会員は、1カ月分の活動報告書をまとめ、翌月5日までにサポートセンターへ提出します。

3. 活動ができなくなったら・・・

依頼会員は援助が必要なくなった場合、提供会員は活動が行うことが出来なくなった場合には、サポートセンターにご連絡ください。

◆保育園・幼稚園・小学校、ひまわりクラブへの送迎について

- 依頼会員は、お子さんの送迎を依頼する場合、お迎え先が保育園、幼稚園、小学校、ひまわりクラブの場合には、必ず事前に各園や学校等に連絡をしてください。その際、必要に応じ“利用届出書”をご利用ください。(通常の連絡帳で済む場合もありますので、“利用届出書”を利用するかどうかは、依頼会員が各園や学校と責任をもってご相談ください)
- 各園や学校への連絡については、各園や学校での準備もありますので、利用を開始する10日前までにはご連絡をお願いします。
- 提供会員の交代や送迎時間の変更などの連絡は、依頼会員が責任を持って各園や学校に連絡してください。
- お子さんが急な病気などで、急きょお迎えに行かなければならない場合でも、各園や学校からの連絡は、依頼会員へ行くことになっています。学校や園から連絡があった際は、依頼会員がサポートセンターか提供会員へ連絡してください。
- 提供会員は、送迎の際、必ず会員証を携行し、関係先の求めがあった時は、必ずご提示ください。

◆料金（謝礼）について

料金（謝礼）については、活動時間に応じて、下記のとおりとなっています。

	①標準時間内 月～金曜日の午前8時～午後7時	②標準時間外 月～金曜日の午前6時～午前8時 と午後7時～午後10時及び土・日・ 祝日の終日
1時間あたり	700円	800円

- 活動の都度支払うことが原則ですが、両方で合意がある場合は、月払いなども可能です。
- 提供会員が活動のために家を出発した時間から、活動を終え家に帰宅した時間までが、活動時間として計算されます。
- 活動時間が30分に満たない場合は半額です。
- 活動時間が30分以上1時間未満の場合は1時間に切り上げです。
- 1時間を超えた場合も上記と同じ条件で算出します。
- きょうだいなど同一世帯の場合、2人目からは半額です。
- 食事（ミルク）、おやつ、オムツ、チャイルドシート、オモチャ等は、原則として依頼会員が用意してください。
※やむを得ず提供会員が用意する場合は、依頼会員の実費負担とします。
※金額や内容、提供する時間などは双方で相談して決めてください。
※特に食事やおやつは、食物アレルギーもありますので、よく話し合ってください。
- 活動中に公共交通機関を利用する場合、交通費は、依頼会員の实費負担とします。
- 活動に自家用車を使用する場合、交通費としてのガソリン代は、依頼会員の实費相当分とします。
- 料金等の受け渡しの際には、封筒を使用するなど直接お子さんの目に触れないよう、配慮をお願いします。

◆会員のお約束事

1. 共通

- 本会の活動の趣旨と決まりを守り、会員同士はお互いに尊重し合ひましょう。
- お互いのプライバシーは守りましょう。
- サポートセンターへの連絡なしに、会員同士で交渉を行わないでください。(事前打合せ終了後は、この限りではありません)
※活動依頼及び援助活動の事前報告がないものに関しては、補償保険の適用がされず、事故があっても、サポートセンターは責任を負いません。

2. 依頼会員

- 提供会員は、有償ではあるもののボランティアであり、民間のヘルパーサービスとは違うことを認識してください。
- お迎え先等へ事前の連絡（申出）が必要な場合は、依頼会員が責任をもって行ってください。連絡の不徹底により、お迎えができない場合は、依頼会員の責任とします。
- 子どもが不安にならないよう、事前に提供会員と一緒にお迎えの練習をするなど、ご配慮をお願いします。
- 料金（謝礼）については、必ずお支払いください。お支払いいただけない場合、強制的に退会となることがあります。

3. 提供会員

- 会員は常に会員証を携帯し、提供会員においては送迎などの際、施設職員へ提示してください。
- 提供会員は、決定された援助内容以外の援助を行う場合、又はそれが決定された援助内容と大幅に異なる場合は、予め依頼会員及びサポートセンターに連絡を行ってください。
- 提供会員は、安全チェックリストにより、子どもの安全を必ず確保してください(裏表紙)
- 提供会員は謝礼以外の金品を要求しないでください。
- 毎月月末に報告書を作成し、翌月の5日までは、必ずサポートセンターに報告してください。
- 退会の際には事務局に連絡し、退会届を提出し、会員証を返却してください。
※退会後も、活動中で知り得た会員の情報等について、第三者に漏らしてはいけません。
- 提供会員は、自動車による送迎を行う場合、事故等の損害に対応するため、サポートセンターが下記に定める補償内容以上の任意保険に加入しなければならず、入会時及び任意保険の更新時には、その契約書の写しをサポートセンターに提出しなければいけません。

任意保険の条件

対人賠償保険	無制限
対物賠償保険	1,000万以上

◆ガソリン代について

- 実費相当分は1kmあたり22円としてください。ただし支払う際には10円未満を切り捨てます。
- 移動距離の計算は、提供会員の自宅を起点及び終点とします。
※車両の維持費など、ガソリン代以外の費用を要求しないでください。
- 料金（謝礼）と合わせて、活動の都度支払うことが原則ですが、両方で合意がある場合は、月払いなども可能です。

◆確定申告について

○援助活動で得た謝礼額（おやつ代、食事代、交通費、おむつ代等の実費は除く）は、税法上「雑所得」となります。雑所得（ファミサポの謝礼額）と、給与所得（他のパート、アルバイト等で得た収入）の合計が年間（1月1日～12月31日）で38万円を超えると、課税対象になります。

○税と確定申告の要否は概ね下記のとおりです。

雑所得と給与所得の合計金額	税額	扶養対象成否	確定申告
38万円以下		○	不要
38万円超～103万円以下	発生しない (家内労働者所得の特例)	○	要
103万円超	発生する	×	要

○また、サラリーマンなどお勤めをしている方は、給与所得及び退職所得以外の雑所得を含めた金額の合計が年20万円を超えると、年末調整または確定申告の対象となります。

○確定申告については、詳しくは新潟税務署（025-229-2151）までお問い合わせください。

◆キャンセル料について

○依頼会員が援助活動をキャンセルする場合のキャンセル料は、提供会員へ連絡をした時間に合わせ次のとおりとします。

援助活動の前日までに連絡した場合	無料
援助活動当日の開始1時間前までに連絡した場合	1時間あたりの料金（謝礼）の半額
援助活動当日の開始1時間前以後に連絡した場合	1時間あたりの料金（謝礼）もしくは、予定されていた時間分の料金（謝礼）のどちらか低い金額
援助活動開始時間以降及び無断でキャンセルした場合	別に定める1時間あたりの料金（謝礼）の2時間分もしくは、予定されていた時間分のどちらか高い金額

○原則として、提供会員が援助当日のキャンセルを3回連続して繰り返した場合、事務局は援助関係を解消して、新たな提供会員を照合し紹介します。また、無断でキャンセルをした場合など悪質なケースは、援助関係を解消することもあります。

○キャンセルの理由が暴風雪等の悪天候、災害の発生時、やむを得ない事情による場合はこの限りとせず、両者で話し合ってください。

○キャンセル料の支払いも、料金（謝礼）同様にその都度としますが、両者で合意のある場合は、月払いなども可能です。

○キャンセル料も、料金（謝礼）同様に、必ずお支払いください。お支払いいただけない場合、強制的に退会となることがあります。

◆お子さんの急な変化や病気について

○活動中に、こどもの様子に変化がみられた時には、提供会員は保護者である依頼会員に必ず連絡し、必要な指示を仰いでください。

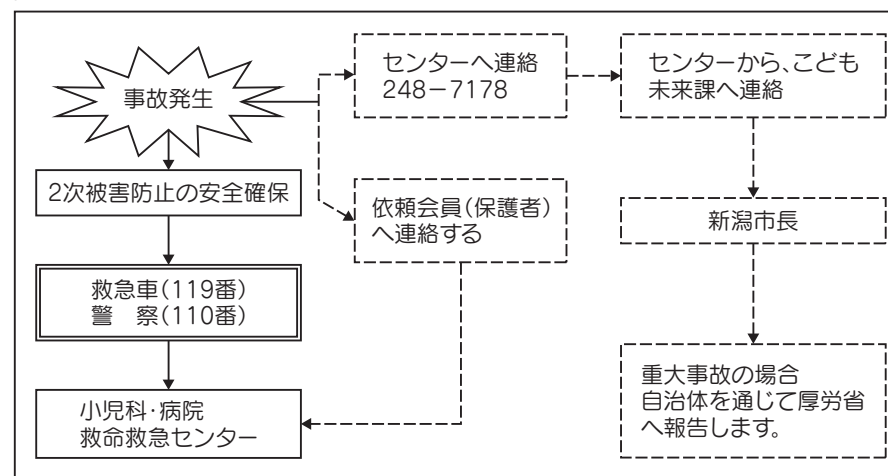
○提供会員の判断で、勝手な投薬等は、絶対に行わないでください。

◆活動中の事故について（市と社協で別途相談）

○活動中に事故が発生した場合の緊急対応は、概ね下記のとおりです。

※サポートセンターが業務を行っていない時間となる夜間、土日（警察の出動や救急搬送を伴う事故が発生した場合）の緊急連絡先方法に関しては、対象となる提供会員に別途お知らせいたします。

○事故については、月末の報告書にて必ず報告してください。



◆活動保険（総合補償制度）について

活動中の事故に備え「ファミリー・サポート・センター補償保険」に一括加入しています。※費用はサポートセンターが負担します。

《傷害保険》

援助活動中の提供会員および依頼会員のこどもが、提供会員の自宅や送迎の途中（自宅と通学経路）で、急激かつ偶然な事故によるケガまたは特定疾患による死亡・行為障害、入院・手術、通院などが生じた場合に、サポートセンターが補償規程に基づき、負担した費用を補償します。

《賠償保険》

提供会員が、援助活動中の監督ミスや提供した飲食物等が原因でこどもや第三者（提供会員と同居の親族を除く）の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

《研修・会合傷害保険》

サポートセンター主催の講習会や交流会に参加中または、参加するための往復中の、ケガや事故を補償します。

但し、地震や津波によるケガは対象となりません。

■注意■

相互援助活動は会員同士の合意（自由意思）に基づく契約（準委任契約※）行為となります。補償保険の適用外の事故による損害については、会員間において解決しなければならず、サポートセンターや市は責任を負いません。

※ 準委任契約・・・事実行為（この場合は保育）について委任すること。